

## 倫理問題に関する意見表明の手続きに関する申し合わせ

2005年11月11日制定

1. 倫理委員は、倫理委員会として意見表明すべき倫理問題があると認識したときは、委員長に申し出ることができる。このとき、申し出た委員は、どのような問題であり、どのような意見表明をすべきと考えるかについての説明をする。
2. 委員から、委員会として意見表明すべき倫理問題があるとの申し出があったときは、委員長はその取り扱いについて委員会に相談する。
3. 委員会として意見表明する場合、委員長はどのような意見表明にすべきかを委員会に諮る。
4. 委員の過半数の賛成をもってその倫理問題に対する倫理委員会としての意見とし、ホームページ等により外部に表明する。
5. 本申し合わせの改正には委員の過半数の賛成を必要とする。